

青森県報

第三千二百九十七号

平成二十二年
十月四日
(月曜日)

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………（会計管理課）…一

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………（経営支援課）…一
右 同……………（ 同 ） ……一

告 示

青森県告示第六百五十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

八戸農業協同組合南郷支店

八戸市南郷区大字島守

を

八戸農業協同組合南郷支店

八戸市南郷区大字市野沢

に改める。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラピア
八戸市江陽二丁目一四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
八戸ショッピングセンター開発株式会社
八戸市江陽二丁目一四
代表取締役 橋本昭一
- 三 意見の概要
県の意見なし
- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年十月四日から同年十一月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~

平成二十二年十月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ホームセンターかんぶん五戸店  
三戸郡五戸町下モ沢向二一の二七外
  - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社菅文  
岩手県三戸市堀野字長地七五の四  
代表取締役 菅陽悦
  - 三 意見の概要  
県の意見なし
  - 四 意見書の縦覧
- 1 場所  
青森県商工労働部経営支援課及び五戸町役場
  - 2 期間  
平成二十二年十月四日から同年十一月四日まで
  - 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭